

■ 大和高田市建築工事における週休2日制適用工事試行要領に関するQ&A(R8.10.1)

番号	質問	回答
1	工期と対象期間とは何が違うのか	工期とは、契約書に定めるものです。 対象期間とは工事着手日から完成通知日までの期間のことです。
2	工事着手日(対象期間のはじまり)について具体的にいつを示しますか。	工事着手日は、現場代理人等が現場に継続的に常駐し始める日であり、対象期間に準備期間(工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。))は含みません。
3	年末年始及び夏季休暇における休日の考え方はどのようになりますか。	年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間はそれぞれ12月～1月の間で6日間、7～9月の間で3日間を取得してください。
4	年末年始及び夏季休暇に集中して現場閉所(現場休息)を実施した場合は、現場閉所日数として扱われますか	年末年始休暇6日間及び夏期休暇3日間を除く。 なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が特記仕様書により事前に対象外としている内容に該当する期間は含まない。
5	発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日制適用工事として認められないことになりますか。	受注者の責によらず現場を余儀なくされる期間などは、対象期間(工事着手日から工事完成日までの期間)に含まれないこととしています。
6	週休2日を確保するために、工期延長することは認められますか	発注時の設定工期は、年末年始休暇及び夏季休暇(対象外期間)に加え、雨天・土・日曜日・祝日を見込んでおり、週休2日制適用工事の試行に伴う工期の延長は原則認められません。ただし、受注者の責によらない事由によるときは、工期の延長を認める場合があります。工期が延長された場合は、週休2日の対象期間も延長されます。
6	受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じるとはどのような状況でしょうか	発注者が現場見学会等を要請した場合 現場内の災害復旧に対して早急に対応する必要がある場合 第三者による事故発生に対して早急に対応する必要がある場合 周辺住民等からの要望等に対して早急に対応する必要がある場合 占有者(電気・情報・ガス・水道その他)等の発注工事との調整に伴う作業
7	受注者の責によらない要因で、土曜日や日曜日に作業を行わざるを得ない場合、4週8休を達成するには、閉所日を平日に振り替えないと週休2日を達成したことにはならないのでしょうか	対象月の土日の日数から控除します。
8	対象期間中にある祝日の扱いはどのようになりますか。	祝日は対象期間から除外していませんので、平日と同じ扱い(現場閉所されると週休2日の対象とする)として構いません。
9	午前(又は午後)のみ休工とした場合の取り扱い	1日単位で実施の可否を確認するものであり、半日単位(0.5日)は現場閉所日として扱わない。連続した半日単位で現場閉所をおこなった場合も同様の扱いとする。 例:連続した半日単位とは、1日目PM休工+2日目AM休工等を指します。
10	降雨日において現場出勤後にすぐに降雨により現場作業が無い場合は、現場閉所になりますか	現場に出勤後降雨で作業実施をせずに、すぐに帰宅等をしていれば現場閉所ですが、事務作業など実施手いる場合は現場閉所とはなりません。 なお、現場作業実施後に降雨となれば、作業を実施しているので現場閉所にはなりません。
11	台風接近や豪雨予想により作業を予め中止し閉所した場合における、現場巡回/パトロールを含め職員が待機となった場合は閉所の扱いとなりますか	現場内パトロールは現場内閉所扱いとなります。 自然要因による現場待機等は現場閉所となります。
12	作業予定日を雨天や台風等で休日(現場閉所)にする場合は、当日の判断でも良いですか	当日の朝の判断でも構いません。1日を通して現場閉所できた場合は現場閉所率に算入できます。
13	現場代理人等が現場閉所日に、現場外(事務所等)で書類作成をおこなった場合、現場閉所となりますか。	現場閉所(現場休息)は現場と現場事務所で作業を一日行わない状態と定義しています。現場外の作業については、この要領の現場閉所には影響しません。

14	現場閉所の確認方法はどのようなものですか	完成図書である工事日報等の提示で確認をおこないます。
15	週休2日建築工事の補正の減額を行う場合(契約変更時)、請負比率を乗じますか。	補正による請負代金学の変更は、当社請負比率に乘じることになります。